

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○指 摘 事 項 (1) 支出に関する事務 イ 補助金額の確定を適正に行うべきもの (イ) 助成金額の確定を適正に行うべきもの 政策調査課では、令和2年度において神戸市「協働と参画」推進助成に関する要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症の集団感染防止に伴って学校等が臨時休業となる中、既存のこども食堂実施団体等による子ども向け支援活動助成（延長期間分）施行細目（「施行細目」という。）を制定して対象となった団体に助成金を交付した。 募集案内には、施行細目で定める内容に基づき、助成額について、① 助成対象経費として、ボランティア等謝金、スタッフの交通費、参加する子どもの昼食に係る費用（スタッフ・同伴者の食費は除く）、② 助成額の上限を超えた金額については団体の負担とすること、などと記載していたが、この交付金について提出された活動報告書に基づいて確定した助成額において、ボランティアの交通費が重複して計上されたまま助成額を確定していたと考えられる事例があった。 （事例）実施団体A 5月30日分 活動報告書No. 1～10	交通費の重複計上については、請求者の経費精算書の記載に疑義があり、実績報告に対する審査の段階で十分確認をするべきであったところを、チェック体制が不十分であったことから生じた。 当該助成金の交付対象となった全15団体について、あらためて提出書類の点検を行い、そこで判明した過払いが疑われる3団体に対し、令和4年4月に事実確認を実施した。そして、返還させるべきものについて速やかに返還請求を行い、令和4年7月に返還金を受領済みである。 今後については、同一の日に複数のプログラムが行われることが想定される場合、経費精算書は1日につき1枚にまとめて作成するよう案内し、また交通費の請求基準を募集の段階で実施団体に明示するなど、再発防止に取り組んでいく。	措置済

令和3年度 財務定期監査（監査対象：企画調整局）

監 査 結 果 の 概 要

プログラム	支援活動 実施日時	活動 場所	活動実費合計 (上限 15,000 円)	保険料
No. 1	5 月 30 日	a 室	9,840 円	1,000 円
No. 2	11:30～12:30	b 室	7,420 円	1,000 円
No. 3		c 室	8,020 円	1,000 円
No. 4		d 室	9,840 円	1,000 円
No. 5		e 室	9,840 円	1,000 円
No. 6	5 月 30 日	a 室	9,840 円	1,000 円
No. 7	12:30～13:30	b 室	7,420 円	1,000 円
No. 8		c 室	7,420 円	1,000 円
No. 9		d 室	9,840 円	1,000 円
No.10		e 室	9,840 円	1,000 円
	合 計		89,320 円	10,000 円

措 置 内 容

措置状況

プログラム	参加者数		活動実費中 交通費	交通費の積算
	子ども	スタッフ		
No. 1	10	2	840 円	@210×2×2 人
No. 2	10	1	420 円	@210×2×1 人
No. 3	10	1	420 円	@210×2×1 人
No. 4	10	2	840 円	@210×2×2 人
No. 5	10	2	840 円	@210×2×2 人
No. 6	10	2	840 円	@210×2×2 人
No. 7	10	1	420 円	@210×2×1 人
No. 8	10	1	420 円	@210×2×1 人
No. 9	10	2	840 円	@210×2×2 人
No.10	10	2	840 円	@210×2×2 人
	100	16	6,720 円	

※スタッフ（ボランティア）は、No.1～No.5 とNo.6～No.10 のそれぞれが同一活動場所であり、かつ同一メンバーであったため、表の太枠内の交通費が重複して計上されていた可能性がある。

※当該団体については、5 月 22～29 日のうち 5 日においても同様のプログラムを実施し、同様の報告書が提出されている。

実施団体が複数のプログラムを同一の日に同じボランティアにより実施した場合、活動報告書はプログラムごとに提出しているが、活動報

令和3年度 財務定期監査（監査対象：企画調整局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
告書ごとに添付された経費精算書を確認したところ、ボランティアの往復の交通費が同一日に参加したすべてのプログラムの経費精算書に記載されており、交通費が重複して計上されたまま当該実施団体に対する助成金額を確定していた可能性がある。（政策調査課） 助成金額の確定にあたって経費精算書の確認が不十分であった可能性がある。 助成金額の確定は、要綱等の規定に従い、かつ同一日に実施したプログラムに係る交通費は、交通機関の利用回数分（原則1日1往復）のみとするなど明確な基準を設けて、適正に行うべきである。また、経費精算書を精査し、過払いであることが判明したものについては、実施団体と協議のうえ、返還を求めるべきである。		

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況																																																												
○ 指 摘 事 項 (3) 財産の管理に関する事務 ア 債権の管理を適正に行うべきもの 神戸市の債権の管理に関する事務処理は、神戸市債権の管理に関する条例（以下「条例」という。）で定められており、債権を適正に管理するため必要な台帳を整備すること（第5条）や、履行期限までに履行しない場合は期限を指定して督促状を発して督促しなければならないこと（第6条）等が定められている。 また、債権のうち時効が成立し消滅したものは、不納欠損処分を行い決算値に反映することが必要とされている。 私債権は民法の規定により、時効の援用が必要とされるが、時効期間満了後は、条例の規定により債権放棄も可能とされている。 新都市整備事業で管理している債権について、個別システム（みなとシステム）により出力された収入未済リストを確認したところ、下表のと通りの状況であった。 (ア) 不動産貸付料 <table><tr><th>No.</th><th>債務者</th><th>調定内容</th><th>調定年度</th><th>収入未済額</th></tr><tr><td>①</td><td>A社</td><td>土地賃貸料</td><td>平成27～28年度</td><td>7,296,041円</td></tr><tr><td>②</td><td>B社</td><td>土地賃貸料</td><td>平成23～25年度</td><td>49,242,312円</td></tr><tr><td>③</td><td>C社</td><td>土地一時使用料</td><td>平成25年度</td><td>259,000円</td></tr><tr><td>④</td><td>D社</td><td>土地一時使用料</td><td>平成10年度</td><td>1,900,000円</td></tr></table> (イ) 遅延利息 <table><tr><th>No.</th><th>債務者</th><th>調定内容</th><th>調定年度</th><th>収入未済額</th></tr><tr><td>⑤</td><td>A社</td><td>遅延損害金</td><td>平成24～28年度</td><td>15,762,998円</td></tr><tr><td>⑥</td><td>B社</td><td>遅延損害金</td><td>平成28年度</td><td>17,655,443円</td></tr><tr><td>⑦</td><td>E社</td><td>遅延損害金</td><td>平成26年度</td><td>5,126,801円</td></tr></table> (ウ) その他 <table><tr><th>No.</th><th>債務者</th><th>調定内容</th><th>調定年度</th><th>収入未済額</th></tr><tr><td>⑧</td><td>A社</td><td>その他雑収益</td><td>平成29年度</td><td>53,247,286円</td></tr><tr><td>⑨</td><td>F社</td><td>その他雑収益及び遅延損害金</td><td>平成22年度</td><td>50,529,862円</td></tr></table> ①～④は、神戸市公有財産規則（以下「規則」という。）第34条の規定による不動産貸付料である。 ⑤～⑦は、規則第38条の規定による遅延利息である。なお、⑦のE社は保証金充当により未納貸付料を	No.	債務者	調定内容	調定年度	収入未済額	①	A社	土地賃貸料	平成27～28年度	7,296,041円	②	B社	土地賃貸料	平成23～25年度	49,242,312円	③	C社	土地一時使用料	平成25年度	259,000円	④	D社	土地一時使用料	平成10年度	1,900,000円	No.	債務者	調定内容	調定年度	収入未済額	⑤	A社	遅延損害金	平成24～28年度	15,762,998円	⑥	B社	遅延損害金	平成28年度	17,655,443円	⑦	E社	遅延損害金	平成26年度	5,126,801円	No.	債務者	調定内容	調定年度	収入未済額	⑧	A社	その他雑収益	平成29年度	53,247,286円	⑨	F社	その他雑収益及び遅延損害金	平成22年度	50,529,862円	債権管理台帳については、令和3年度内に、債権ごとに、これまでの督促日の情報や債務者との交渉記録を記載する等、適正な整備を行った。以降、債務者との交渉記録等の追記を行い、債権管理や業務引継ぎに活用している。 また、一部の債権において、不納欠損処分等の手続きが進められていなかったが、債権管理に関する組織的な引継ぎが十分に行われず、債権回収の優先順位等の進め方について十分に議論できていなかったこと等が要因であると考えている。 その対応策として、局内において組織的に情報共有・意思決定を行うため、「都市局債権管理委員会」を新たに設置し、令和4年6月1日に第1回、令和4年12月9日に第2回を開催するなど、局全体で債権管理の取り組みを強化している。 併せて、前述の債権管理台帳も活用しながら、市債権管理対策推進本部とも連携を図っていくことにより、現在は全庁的に定められた事務処理手順に従い適正に債権管理を進めている。 なお、令和5年3月31日時点での債務者ごとの対応状況等は以下のとおりである。 A社（①⑤⑧）については、一部時効未到達の債権があるため、債務者（連帯保証人含む）	措置済
No.	債務者	調定内容	調定年度	収入未済額																																																										
①	A社	土地賃貸料	平成27～28年度	7,296,041円																																																										
②	B社	土地賃貸料	平成23～25年度	49,242,312円																																																										
③	C社	土地一時使用料	平成25年度	259,000円																																																										
④	D社	土地一時使用料	平成10年度	1,900,000円																																																										
No.	債務者	調定内容	調定年度	収入未済額																																																										
⑤	A社	遅延損害金	平成24～28年度	15,762,998円																																																										
⑥	B社	遅延損害金	平成28年度	17,655,443円																																																										
⑦	E社	遅延損害金	平成26年度	5,126,801円																																																										
No.	債務者	調定内容	調定年度	収入未済額																																																										
⑧	A社	その他雑収益	平成29年度	53,247,286円																																																										
⑨	F社	その他雑収益及び遅延損害金	平成22年度	50,529,862円																																																										

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
精算したため遅延利息のみとなっている。 ⑧は、民事執行法第42条の規定による強制執行費用（建物収去土地明渡訴訟の強制執行にかかる経費16,893,705円）及び民法第420条の規定による損害賠償金（不法占有損害金36,353,581円）である。 ⑨は、土地譲渡契約にかかる規則第54条の規定による違約金及び土地譲渡代金の納付遅延により発生した規則第51条の規定による遅延利息である。 これらの債権は、実査日時点で、督促日等の情報や債務者との交渉記録等が記載された債権管理台帳が適正に整備されておらず、法的措置等も含めた回収対策が適切に実施できる状況となっていない。また、時効成立の調査を含む債権放棄にかかる手続が進められていない。（新都市管理課） 債権管理については、滞納の初期段階での対処方法を構築するほか、見える化された台帳を作成し、督促等の時効中断事由や納付交渉の記録をする必要がある。そのうえで法的措置等も含めた回収対策を実施すべきである。 また、債務者や債権の内容等の調査を尽くす必要があるが、それでも不明なものは、条例の規定に基づく債権放棄の手続を進め、不納欠損処分とすることができる。 今後の対応、体制だけでなく、そもそもの原因から詰めていかなければ、また同じことが起きるおそれがある。誰が担当し、どこに原因があったか、誰が引継ぎをしなかったか、原因をできる限り調べて今後に活かし、債権の発生から回収までの手立てを構築し、その仕組みを組織として実践するべきである。 債権管理事務については、近年の財務定期監査において、債権管理の意識が希薄な所属が多く見受けられることから、令和2年度内部統制評価報告書審査意見書及び令和2年度一般会計決算審査意見書において、債権管理の適正化に関する意見を付したところである。 これを受けて、債権管理対策推進本部（行財政局税務部収税課）から令和3年10月5日に通知「債権管	調査をし、居所が判明したことから、令和4年5月及び令和5年1月に面談のうえ債権の催告を行った。また、債務者の資産状況も調査を行っており、必要に応じて徴収停止を行う等、債権管理手続を進めていく。なお、すでに時効が到達した債権については援用の申し出があったため、令和4年5月19日及び令和5年1月27日に不納欠損の処理を行った。 B社（②⑥）については、すでに時効が到達しており、連帯保証人については弁護士に調査を委託し、居所が判明したことから令和5年1月に面談のうえ債権の催告を行ったが、時効の援用の申し出があったため令和5年1月31日に不納欠損の処理を行った。法人については法人破産手続が終了しているため、令和5年3月3日に債権放棄を行ったうえで令和5年3月17日に不納欠損の処理を行った。これによりB社に対する債権は全て処理が完了した。 C社（③）については、すでに時効が到達しているが、調査の結果、債務者の死亡が判明した。さらに相続関係について弁護士に調査を委託した結果、親族は相続放棄をしており、債権が失権となっていたことから、法務支援課に相談のもと令和4年7月26日に不納欠損の処理を行った。これによりC社に対する債権は全て処理が完了し	

令和3年度 財務定期監査（監査対象：都市局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
理事務の適正化について」が発出され、全庁的に171債権を対象として、全庁的に定められた事務処理手順が適正に行われているかを確認する調査が行われた。また、3か月後に改善が必要な事項についての進捗状況の再調査が行われ、適正化に向けた取組が始められたところである。これは、神戸市の財政的損失の増大、並びに信用失墜を回避する重要な取組であることを改めて認識し、意識改革を行うとともに、着実に改善されたい。	た。 D社（④）については、すでに時効が到達しているが、調査の結果、既に法人が解散していたことが判明したため、法務支援課に相談のもと令和4年6月28日に債権放棄のうえ令和4年7月4日に不納欠損の処理を行った。これによりD社に対する債権は全て処理が完了した。 E社（⑦）については、すでに時効が到達しており、相手方弁護士を通じ時効の援用の申し出があったため、令和4年6月9日に不納欠損の処理を行った。これによりE社に対する債権は全て処理が完了した。 F社（⑨）については、時効未到達であり、債務者調査により居所が判明したことから、令和4年5月に面談のうえ債権の催告を行った。また、債務者の資産状況も調査を行っており、必要に応じて徴収停止を行う等、債権管理手続きを進めていく。	

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況																																																																																																
○指 摘 事 項 (4) 財産の管理に関する事務 ア 債権の管理を適正に行うべきもの 神戸市の債権の管理に関する事務処理は、神戸市債権の管理に関する条例で定められており、債権を適正に管理するため必要な台帳を整備すること（第5条）や、履行期限までに履行しない場合は期限を指定して督促状を発して督促しなければならないこと（第6条）等が定められている。 また、債権のうち時効が成立し消滅したものは、不納欠損処分を行い決算値に反映することが必要とされている。 私債権は民法の規定により、時効の援用が必要とされるが、時効期間満了後は、条例の規定により債権放棄も可能とされている。 交通局の財務会計システムから出力される入金状況一覧には、未収金額が記載されているが、次のとおり債権が適正に管理できていない事例や、誤って二重に調定されたにもかかわらず削除されていない事例があった。 <table><tr><th>No.</th><th>事業会計</th><th>節名称</th><th>調定年月</th><th>件数</th><th>未収金額</th></tr><tr><td>①</td><td>自動車</td><td></td><td>平成20年3月、平成24年3月</td><td>5件</td><td>1,852,016円</td></tr><tr><td>②</td><td>自動車</td><td>雑入</td><td>平成20年3月、平成24年3月、平成29年9月</td><td>3件</td><td>53,246円</td></tr><tr><td>③</td><td>高速</td><td></td><td>平成20年3月</td><td>1件</td><td>23,374円</td></tr><tr><td>④</td><td>高速</td><td>雑入</td><td>平成20年11月</td><td>1件</td><td>162,285円</td></tr></table> (職員課) <table><tr><th>No.</th><th>事業会計</th><th>節名称</th><th>調定年月</th><th>件数</th><th>未収金額</th></tr><tr><td>⑤</td><td>自動車</td><td>旅客運輸収入</td><td>平成22年5月、平成24年3月</td><td>15件</td><td>9,185,007円</td></tr><tr><td>⑥</td><td>自動車</td><td>旅客運輸収入</td><td>平成20年10月～令和3年1月</td><td>11件</td><td>91,040円</td></tr><tr><td>⑦</td><td>自動車</td><td>雑入</td><td>平成25年10月</td><td>1件</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>⑧</td><td>自動車</td><td>雑入</td><td>令和3年3月</td><td>3件</td><td>161,230円</td></tr><tr><td>⑨</td><td>高速</td><td>雑入</td><td>平成20年3月</td><td>7件</td><td>1,321,692円</td></tr><tr><td>⑩</td><td>高速</td><td>広告料</td><td>平成20年3月</td><td>1件</td><td>577,500円</td></tr><tr><td>⑪</td><td>高速</td><td>土地物件貸付料</td><td>平成20年3月</td><td>1件</td><td>706,860円</td></tr><tr><td>⑫</td><td>高速</td><td>構内営業料</td><td>令和2年2月</td><td>1件</td><td>231,000円</td></tr></table> (営業推進課) <table><tr><th>No.</th><th>事業会計</th><th>節名称</th><th>調定年月</th><th>件数</th><th>未収金額</th></tr><tr><td>⑬</td><td>自動車</td><td>雑入</td><td>平成20年11月、平成30年5月</td><td>2件</td><td>137,160円</td></tr></table> (市バス運輸サービス課) ④は、退職手当の金額に誤りがあり、過払いにつき返還を求めているものだが、督促や催告	No.	事業会計	節名称	調定年月	件数	未収金額	①	自動車		平成20年3月、平成24年3月	5件	1,852,016円	②	自動車	雑入	平成20年3月、平成24年3月、平成29年9月	3件	53,246円	③	高速		平成20年3月	1件	23,374円	④	高速	雑入	平成20年11月	1件	162,285円	No.	事業会計	節名称	調定年月	件数	未収金額	⑤	自動車	旅客運輸収入	平成22年5月、平成24年3月	15件	9,185,007円	⑥	自動車	旅客運輸収入	平成20年10月～令和3年1月	11件	91,040円	⑦	自動車	雑入	平成25年10月	1件	6,000円	⑧	自動車	雑入	令和3年3月	3件	161,230円	⑨	高速	雑入	平成20年3月	7件	1,321,692円	⑩	高速	広告料	平成20年3月	1件	577,500円	⑪	高速	土地物件貸付料	平成20年3月	1件	706,860円	⑫	高速	構内営業料	令和2年2月	1件	231,000円	No.	事業会計	節名称	調定年月	件数	未収金額	⑬	自動車	雑入	平成20年11月、平成30年5月	2件	137,160円	令和4年7月5日付、交経第522号「債権管理事務の適正化について」の通知文に、①経営企画課が、決算期に財務会計システムから未収金リストを生成、誤調定・二重調定を削除するとともに、各所属ではこれを確認する、②各所属は、誤調定・二重調定があれば、それを削除し、発生した未収金を確認して、債権管理台帳に登載する、③各所属は、未収金ごとに、督促の時期、頻度、回数等を計画し、所属長の決裁を得る、④各所属は、未収金の回収に努めるとともに、交渉経緯を詳細に記録に残す、⑤各所属は、未収金の回収交渉が進展しない場合、経営企画課と協議のうえ、以後の対応策を決定するとの内容を盛り込み、未収金一覧とともに、令和4年7月6日、局内全体メールで送付し周知徹底した。 (経営企画課) 過年度において生じた、未収金リストに表示された事案（①②③⑤⑧⑨⑩⑪⑫）については、二重調定であることが明らかであることを再確認し、過年度の決算における誤りとして、令和3年度の決算においてシステムに反映させた。 (経営企画課) ④の退職手当の過払いに伴う返還金については、令和4年度に債務者本人より時効期間の満了に伴う時効援用の申出があったことにより債権が消滅し、システムに反映させた。 (職員課)	措置済
No.	事業会計	節名称	調定年月	件数	未収金額																																																																																													
①	自動車		平成20年3月、平成24年3月	5件	1,852,016円																																																																																													
②	自動車	雑入	平成20年3月、平成24年3月、平成29年9月	3件	53,246円																																																																																													
③	高速		平成20年3月	1件	23,374円																																																																																													
④	高速	雑入	平成20年11月	1件	162,285円																																																																																													
No.	事業会計	節名称	調定年月	件数	未収金額																																																																																													
⑤	自動車	旅客運輸収入	平成22年5月、平成24年3月	15件	9,185,007円																																																																																													
⑥	自動車	旅客運輸収入	平成20年10月～令和3年1月	11件	91,040円																																																																																													
⑦	自動車	雑入	平成25年10月	1件	6,000円																																																																																													
⑧	自動車	雑入	令和3年3月	3件	161,230円																																																																																													
⑨	高速	雑入	平成20年3月	7件	1,321,692円																																																																																													
⑩	高速	広告料	平成20年3月	1件	577,500円																																																																																													
⑪	高速	土地物件貸付料	平成20年3月	1件	706,860円																																																																																													
⑫	高速	構内営業料	令和2年2月	1件	231,000円																																																																																													
No.	事業会計	節名称	調定年月	件数	未収金額																																																																																													
⑬	自動車	雑入	平成20年11月、平成30年5月	2件	137,160円																																																																																													

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
に関する資料や債務者との交渉を記録した資料は残っておらず、債権管理台帳にも記載が漏れていたため、詳しい経緯は不明となっている。 ⑥は、市バスの不正乗車に係る料金で、関係の簿冊で債権を管理しているが、平成20年度調定の1件と平成22年度調定の1件については記録が残っておらず、債権管理状況は不明となっている。 ⑦は、グッズの販売代金で、平成30年度に督促を行っているが、債権管理台帳は作成されておらず、事務引継ぎも行われていない。 ⑬は、平成20年11月調定の1件は、そのような債権が残っていること自体所管課で把握しておらず、内容が不明となっているものである。平成30年5月調定の1件は事故によるバス停留所施設損傷の示談金で、平成31年3月と令和2年7月に電話をかけたメモが残っているが、督促状は送付しておらず、返送を依頼した示談書も返送されていない。 ①②③⑤⑧⑨⑩⑪⑫は、調査を行った結果、二重調定の削除漏れとのことである。 収納済みにもかかわらず調定の残っているものについては内容を再確認するとともに、原因を究明のうえ、同じミスを繰り返さないよう問題を解決するべきである。 なお、過年度の未収金は、過年度の決算において決算値として確定させ公表したものである。その重要性に鑑みると、誤って登録していたことが判明したからと言って安直に削除すれば済むというものではない。誤って登録した調定については、当初の調定や月々の入金状況一覧のチェック、決算作業時において、確認・突合等を慎重に行うべきであり、年度末までに財務会計システムから削除し、正しい決算値とするとともに、その仕組みづくりに取り組むべきである。	⑥の市バスの不正乗車に係る料金のうち、債権9件については、⑦を加えて、改めて債権管理台帳として整理し直した。 引き続き文書・電話で催告し、それでも入金のないものがあれば、条例に基づき適切に対処する。 なお、⑥のうち、平成20年度調定分(2,800円)及び平成22年度調定分(2,200円)については、債権管理台帳に記載がなかったが、未収債権として記載した。（営業推進課） ⑬の事案のうち、平成20年11月調定の件については、債務者が平成21年10月23日に破産手続き開始をし、平成22年10月15日に破産決定し法人格が消滅していた。これにより、債権の消滅が判明したため、令和5年1月12日に不納欠損処理を実施した。 平成30年5月調定の件については、改めて損害賠償金の納付と示談書の返送について催告したが、納付期限を過ぎても返納、返送あるいは何らの連絡も得られなかったため、内容証明と配達証明により、督促状及び示談書を再度送付した。 その結果、調定金額99,360円について、令和4年4月6日に先方から納付があった。（市バス運輸サービス課）	

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
債権管理については、滞納の初期段階での対処方法を構築するほか、見える化された台帳を作成し、督促等の時効中断事由や納付交渉の記録をする必要がある。そのうえで法的措置等も含めた回収対策を実施するべきである。 また、債務者や債権の内容等の調査を尽くす必要があるが、それでも不明なものは、神戸市債権の管理に関する条例の規定に基づく債権放棄の手続を進め、不納欠損処分とすることができる。 今後の対応、体制だけでなく、そもそもの原因から詰めていかなければ、また同じことが起きるおそれがある。誰が担当し、どこに原因があったか、誰が引継ぎをしなかったか、原因をできる限り調べて今後に活かし、債権の発生から回収までの手立てを構築し、その仕組みを組織として実践するべきである。		
(6) 内部統制体制を再構築のうえ、事務処理の適正化、及びチェック機能のさらなる向上に取り組むこと 当年度の財務定期監査において多数の指摘事項として挙げた事例の中には、支出負担行為や長期継続契約についてなど、そもそもルールが整備されていないものがあり、それらについては早急に策定するべきである。それ以外についても、一つひとつを見れば、単純な事務処理ミスに起因するものや、法令や規則、マニュアルの基礎的な不知によると思われる事項が多い。 今回の指摘事項を踏まえ、財務事務に関する内部統制体制を総点検のうえ再構築するとともに指摘事項に対する改善策を明確にし、対応することを求める。その後の事務処理についても自主的に点検を行うなど、事務処理の再確認に努めるとともに、職員が必要な知識を習得するための対策を講じ、事務処理機能の向上、底上げを図るべきである。 「神戸市営交通事業 経営計画 2025」におい	交通局では、安全運行の確保と経営改善に全力に取り組んでいるところだが、その一方で、一つひとつの実務を適正に執行できているのかという面では、十分に目を配れていなかった。 このため、令和4年度当初の局内課長級以上の職員が出席する会議において、適正な事務執行に向け、率先して取り組むよう意識改善を求めた。 また、令和4年3月1日付で「神戸市交通局長期継続契約を締結することができる契約に関する要綱」を新たに制定するとともに、同日付交経第1757号で経営企画課長通知「神戸市交通局長期継続契約を締結することができる契約に関する要綱の制定および長期継続契約の事務処理について」や、令和4年3月11日付経営企画課長通知「適正手続を行うための支出事務処理の変更に	措置済

令和3年度 財務定期監査（監査対象：交通局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
て、「市民の足の確保」など公営の意義・役割を發揮するとともに、持続可能な経営基盤の確立に向けて取り組む中で、事務処理ミスや不適正処理の積み重ねは、財政的損失や信用失墜に繋がりがねない深刻な問題であるため、局をあげて改善に取り組むべきである。	た、既存のルールをより簡明な表現で説明しなおす資料の作成と周知、既存書式の簡素化など、実務担当者の負担軽減に努めている。 実務担当者の事務処理に関する知識、スキル向上を図るため、労務職員が事務職員へ転任する際の研修の中で、契約事務等基礎的な研修を行っている。その他、行財政局職員研修所が実施する研修への出席勧奨を行っている。 市民の信頼を損ねる事態を招くことがないように、局をあげて適正な事務執行に取り組む。（経営企画課）	